

介護療養型医療施設

令和5年度介護サービス事業者集団指導資料

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班

令和5年8月

介護療養型医療施設

人員基準・設備基準については省略

移行計画未提出減算（（介護予防）短期入所療養介護を除く）

令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

移行計画未提出減算は、様式25により、令和6年4月1日までの移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合、当該半期経過後6月の期間、減算することとしたもの。

例えば、令和3年9月30日までに届け出ていない場合、令和3年10月1日から令和4年3月30日までの期間、減算となり、その後、令和3年11月1日に届け出た場合は、令和4年4月1日から同年9月30日までは減算されない。

計画については、あくまでも届出時点の意向を示すものであり、届け出た移行先以外への移行等を否定するものではないことに留意すること。

次回の提出期限 令和5年9月29日（金）必着（郵送）

移行計画に変更が生じた際には、長寿社会課 施設担当宛に共有、ご連絡をいただくようお願いいたします。
また、介護療養型医療施設についての事業を廃止する場合には、通常の廃止届ではなく、辞退届(様式第5号)となることをご留意ください。

(辞退届掲載先)

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2021/07/1627631914.doc>